

稲沢市立稲沢東小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和7年4月

○ いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、被害児童の心身に深刻な影響を与える、絶対に許されない行為です。本校は、いじめはどの児童にも起こりうる問題ととらえ、教職員が児童との触れ合いの中で小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に取り組んでいきます。また、いじめやいじめと疑われる事例を発見した時には、迅速かつ適切に対応していきます。

「稲沢東小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取り組み

【未然防止の取り組み】

- ・ 学校生活の基本原則である「稲東四原則」によって、基本的な生活習慣を身に付けていきます。また、その中で、児童相互が思いやりの心をもって接することができるように指導していきます。
- ・ 人間関係やマナーの向上をテーマにした集会や委員会活動を行います。相手の立場に立った考え方や言動ができる児童の育成を図っていきます。
- ・ 教育活動全般を通して、道徳教育の充実や人権に対する意識の向上を図るとともに、児童一人一人が認められていると感じることのできる学級づくりを進めていきます。
- ・ 情報化社会が進展する中で、情報モラルに関する指導を強化し、インターネットやメールの正しい使い方を継続的に指導していきます。
- ・ いじめ防止等に向けた年間計画を作成し、計画的に取り組んでいきます。

【早期発見の取り組み】

- ・ ふれあいアンケート（学級生活に関わる満足度調査）と、その結果を受けた教育相談を年2回実施し、児童が抱える小さなサインを見逃さないように努めていきます。
- ・ Q-Uテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を年2回実施し、児童の学校生活に関する満足度や意欲などを客観的に把握し、指導に生かしていきます。
- ・ 日頃から児童と教師との信頼関係づくりに努め、いじめや悩みなどについて相談しやすい環境を整えていきます。また、保護者や地域社会との連携を図り、三位一体となって児童を見守ることができる体制づくりに努めていきます。
- ・ スクールカウンセラーや外部の相談機関などを年度当初に紹介し、児童が相談しやすい環境整備を進めていきます。

【いじめに対する措置】

- ・ いじめの相談・報告を受けた時には、「いじめ・不登校対策委員会」を中心にして組織的に対応していきます。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応していきます。
- ・ 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や支援を行っていきます。
- ・ 教職員相互の連携だけでなく、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係機関とも連携を図り、取り組んでいきます。
- ・ いじめが起きた集団へ多方面から働きかけ、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを進めていきます。

【重大事態への対応】

- ・ 重大事態が生じた場合には、迅速かつ組織的に対応します。また、速やかに教育委員会に報告するとともに、関係機関との連携を図りながら対応していきます。
- ・ 事実関係の把握とともに、児童のケアを最優先に行い、重大事態の解決に向けて取り組んでいきます。

【学校の取り組みに対する検証・見直し】

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについて、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で検証し、見直しを図りながら実効性のある取り組みになるよう努めていきます。